

秋田駅東第三地区 区画整理だより

Communication
第 49 号
2017年5月31日

“ともにづくり ともに生きる人・まち・暮らし”
発行 秋田駅東地区土地区画整理事務所
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3
Tel (018)834-2204 Fax (018)832-9931
E-mail ro-urek@city.akita.akita.jp

平成29年度事業について

秋田駅東第三地区東側区域の道路築造や建物移転を中心に事業を進めます。

(範囲は5ページ目を参照)

<当初予算額>

秋田駅東第三地区土地区画整理事業 1,670,864千円

秋田駅東第三地区	28年度末	29年度末
進捗率(事業費ベース)	約63.5%	約67.5%(見込み)

- ◆道路整備 都市計画道路1路線の整備工事
区画道路21路線の整備工事
- ◆建物移転 30戸
- ◆その他 建物調査、画地点測量

平成5年度から平成28年度までの事業費の推移(補正を含む)

(百万円未満切捨)

年 度	事 業 費	年 度	事 業 費
平成5年度	408百万円	平成17年度	1,369百万円
平成6年度	715百万円	平成18年度	1,369百万円
平成7年度	1,364百万円	平成19年度	1,327百万円
平成8年度	1,101百万円	平成20年度	1,322百万円
平成9年度	1,355百万円	平成21年度	1,382百万円
平成10年度	1,004百万円	平成22年度	1,203百万円
平成11年度	754百万円	平成23年度	1,158百万円
平成12年度	618百万円	平成24年度	1,779百万円
平成13年度	1,191百万円	平成25年度	1,190百万円
平成14年度	911百万円	平成26年度	1,046百万円
平成15年度	626百万円	平成27年度	1,502百万円
平成16年度	604百万円	平成28年度	1,578百万円

お知らせ

◆5月1日付け人事異動による駅東事務所の新体制です。

※ ○印は転入者となっております。

所 長	中島 芳美
計画工事担当	○長内副参事、大友主席主査、藤島主査 佐々木主任、○藤倉技師
換 地 担 当	○長内副参事（兼務）、佐藤主席主査、奈良主査、○丹後谷主査 佐々木主任（兼務）、○藤倉技師（兼務）
補 償 担 当	鳥海副参事、鈴木主席主査、○屋代主査、佐藤主査、 ○富樫主査、○戸嶋技師、川上技師

※ 各担当の主な業務は以下のとおりです。

計画工事担当	「道路工事、全体事業計画、事業予算」等に関すること
換 地 担 当	「仮換地、土地の使用および管理」等に関すること
補 償 担 当	「建物および工作物等の補償、新築建物の手続き、仮設住宅」等に関すること

以上の新体制で皆様のご理解を得ながら事業の推進に努めてまいりますので
よろしくお願いいたします。

ご意見、ご要望等がございましたら当事務所までご連絡ください。

◆道路の危険箇所について

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら当
事務所（電話 8 3 4 - 2 2 0 4）や東部市民サービスセンター（電話 8 5 3 - 1 0 6
3）までご連絡ください。

駅東会議室の利用について

日頃、駅東会議室をきれいに利用していただきありがとうございます。駅東会議室
は、平成12年に新築して以来、事業に関連した集会や各町内会の会合については無
料で使用許可し、皆さまの利便を図ってきたものです。

今後もきれいに利用するため

1. 「暖房を使用したら灯油の補充を行う」
2. 「ゴミは持ち帰る」
3. 「トイレはきれいに使用し、汚れたら清掃する」

というルールを守るようにしてください。利用後はチェックシートで使用完了確認を
行っていただくようお願いいたします。

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、
ぜひご覧ください。

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/ek/default.htm>

* 電子メール(E-mail)のアドレスは ro-urek@city.akita.akita.jp となっております。

☆ 主な内容 ☆

○事業概要

○関連情報

- ・ 予算概要
- ・ 公共施設整備内容と進捗率
- ・ 事業説明会について
- ・ 区画整理だよりについて
- ・ 工事施工状況
- ・ 道路施工済箇所
- ・ 各種届出様式
- ・ よく寄せられる質問・要望などについて

土地売買・権利変動等に関するQ & A

Q 1 土地を売買することは可能か。

A 1 仮換地指定の有無にかかわらず、売買することは可能です。ただし、いくつかの土地をまとめて仮換地に反映している場合があります。売買する予定がある場合は、事前に事務所にご相談ください。（地権者以外の方が相談する場合は、地権者からの委任状が必要となります。）

Q 2 所有する土地の道路部分に秋田市による所有権移転請求権仮登記（寄付予約）がついているが、この土地も売買しなければならないのか。

A 2 仮登記は付いていますが所有者は地権者であり、この土地も地権者の換地として再配置される計画となっています。所有する道路部分の土地についても、必ず所有権移転を行ってください。

Q 3 仮換地を分筆して売買したいがどうすればよいか。

A 3 仮換地の分割、および従前地の地積測量図の作成等、施行者の技術的助言が必要となりますので事務所にご相談ください。

Q 4 所有権に変更があった場合は、届出が必要か。

A 4 建物移転の連絡、区画整理だより等、事務所よりお知らせをする場合がありますので、所有権に変更がありましたら、ホームページに掲載している所有権移転届出書にご記入のうえ、必要書類を添付して事務所へ提出をお願いします。

Q 5 土地の名義が故人になっているが、事業による移転等に支障はあるか。

A 5 故人から名義が変わっていない場合、仮換地指定や移転契約の際にすべての法定相続人（権利者）の了承が必要になり、事業に支障をきたす場合がありますので相続の手続きをお願いします。

Q 6 仮換地指定通知は再発行してもらえるか。

A 6 再発行はできませんので事業の終了まで大切に保管してください。

Q 7 固定資産税が移転前の土地面積で請求されているがいつ変更されるのか。

A 7 固定資産税については、使用収益の開始日の翌年より仮換地の面積で課税されることとなります。使用収益の開始日の通知は、移転後、仮換地の周りの工事がほぼ完了した際に送付させていただいております。

Q 8 自分の土地以外の移転先が知りたい。

A 8 個人情報として扱っているため、地権者からの委任状がない限りお答えすることは出来ませんのでご了承ください。

Q 9 土地登記の書き換えは誰がするのか。

A 9 従前地の表題部（所在地、地目、地積等）を、事業終了時（換地処分時）に施行者である市が換地に合わせて一括で書き換えをします。ただし、所有権の移転等権利部に関してはご自身で書き換えすることとなります。

その他、ご不明な点がございましたら、当事務所へお問い合わせ下さい。

平成29年度道路整備予定箇所 (28年度繰越し箇所を含む)

